

## 障がい者任免状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律第 40 条第 2 項及び同施行規則第 4 条の 16 の規定に基づき、令和 8 年 6 月 1 日時点の障がい者任免状況について、以下のとおり公表します。なお、障がいの種類・程度の区分ごとの人数については、特定の者が障がい者であること及び障がいの程度等が推認されるおそれがあるため、公表を差し控えます。

令和 8 年 6 月 1 日 現在

|       | 法定雇用障害者数算定の<br>基礎となる職員の数 *1 | 障害者数 *2 | 実雇用率 *3 | 不足人数 | 法定雇用率<br>(参考) |
|-------|-----------------------------|---------|---------|------|---------------|
| 市長部局  | 1372人                       | 36.5 人  | 2.66%   | 1.5人 | 2.8%          |
| 教育委員会 | 586.5 人                     | 15 人    | 2.56%   | 1 人  | 2.8%          |
| 上下水道局 | 90 人                        | 3 人     | 3.33%   | 0 人  | 2.8%          |

各項目は、厚生労働省職業安定局「障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る手引」に基づき算定。

\*1 会計年度任用職員を含む。週の所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満勤務(以下「短時間勤務」という。)の職員は 1 人の雇用をもって 0.5 人カウント(週の所定労働時間 20 時間未満勤務の職員は算定対象外)。

\*2 重度身体障害者又は重度知的障害者(短時間勤務の者を除く)は 1 人の雇用をもって 2 人カウント、重度身体障害者又は重度知的障害者で短時間勤務の者は 1 人の雇用をもって 1 人カウント等

\*3 実雇用率＝障害者数／法定雇用障害者数算定の基礎となる職員の数×100